

千葉県私立高等学校等授業料減免制度についてのご案内

初秋の候 保護者様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
2020年度「千葉県私立高等学校等授業料減免制度」のご案内をいたします。
下記内容、および添付書類【1】授業料減免制度をご確認の上、該当される方は学園ホームページより提出書類を印刷、ご記入の上、ご提出をお願いいたします。
学園にて代理申請をいたします。

●対象生徒（詳細は添付書類【1】授業料減免制度をご確認ください）

- 1号 生活保護を受給されている方
- 2号 市町村民税【所得割】の額が、51,300円未満である方
（年収350万円未満程度の世帯）
- 3号 市町村民税（所得割）の額が、175,500円以下である方
（年収640万円以下程度の世帯）
- 4号 住宅等の建物，土地，家財等に災害を受けた方
- 5号 上記2～4号に準ずる程度に困窮していると認められる方（家計急変）

※ 4号、5号に該当する方は、事前に学園業務部までお問い合わせください。

※ 就学支援金月額19,000円認定されている方は対象にはなりません。

●提出書類

- 【2】授業料減免申請確認書
- 【3】同意書

●提出期限 **2020年10月15日（木）必着**

●提出方法

任意の封筒に入れ、封をして「授業料減免申請」と明記の上、学園業務部までご提出ください。

●支給方法

千葉県から学園を経由して、授業料引落し口座に振込まれます。